

独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会の会議の公開について 新旧対照表(案)

新	旧
<p data-bbox="203 268 1032 325">独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会の会議の公開について(案)</p> <p data-bbox="667 359 1106 448">平成16年5月13日 高等専門学校機関別認証評価委員会決定 最終改正 平成19年 月 日</p> <p data-bbox="154 502 1106 588">独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則第9条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。</p> <p data-bbox="192 619 264 644">(趣旨)</p> <p data-bbox="159 649 1106 764">1 独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会(以下「委員会」という。)の会議の公開の手續きその他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則第8条に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。</p> <p data-bbox="159 823 286 849">2～6 (略)</p>	<p data-bbox="1200 268 2029 325">独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会の会議の公開について(案)</p> <p data-bbox="1659 359 2098 421">平成16年5月13日 高等専門学校機関別認証評価委員会決定</p> <p data-bbox="1151 502 2103 593">独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則第8条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。</p> <p data-bbox="1189 619 1261 644">(趣旨)</p> <p data-bbox="1155 649 2103 767">1 独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会(以下「委員会」という。)の会議の公開の手續きその他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則第7条に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。</p> <p data-bbox="1155 823 1283 849">2～6 (略)</p>

独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会の
会議の公開について（案）

平成 16 年 5 月 13 日
高等専門学校機関別認証評価委員会決定

最終改正 平成 19 年 月 日

独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則第 9 条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。

（趣旨）

- 1 独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開の手続きその他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則第 8 条に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

（会議の傍聴）

- 2 委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ、独立行政法人大学評価・学位授与機構評価事業部評価第 2 課に申し出て、許可を得るものとする。ただし、傍聴人は、当分の間、次に掲げる者とする。
 - 一 社団法人日本新聞協会に加盟する各社の記者
 - 二 社団法人専門新聞協会に加盟する各社の記者
 - 三 社団法人雑誌協会に加盟する各社の記者
 - 四 社団法人日本外国特派員協会に加盟する各社の記者
 - 五 各委員に随行する者
 - 六 その他委員長が認める者
- 3 前項の許可を得た者は、委員長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 4 傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

- 5 委員会の会議資料は、原則として公開とする。ただし、委員長が、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象校等に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合についてはこの限りではない。

（議事録の公開）

- 6 委員長は、委員会の会議の議事録を作成し、原則として公開するものとする。ただし、評価対象校の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象校等に混乱を生じさせるおそれがある部分についてはこの限りではない。